

4 施設等の設置の在り方の検討の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>ア 女性と仕事の未来館（女性と仕事総合支援事業）</p> <p>雇用保険二事業の一つである「女性と仕事総合支援事業」では、未来館を活動拠点として、働く女性、働きたい女性をサポートするために、セミナー、起業・健康に関する相談、情報提供等を集中的に実施するとともに、未来館自体の施設管理、運営を行うこととされている。</p> <p>女性と仕事の未来館（以下「未来館」という。）は、「働く女性、働きたい女性に対して、一人一人が働くことの中に自分自身の可能性を発見し、その可能性を広げていけるよう支援するための様々な事業を総合的に展開し、女性が生き生きとした自分らしい働き方を実現できるようサポートする施設」として、平成7年度予算の成立により、設置が決定した。</p> <p>未来館は、平成12年1月20日に開館しているが、その運営に当たって、労働省（現厚生労働省）は、女性労働・雇用均等問題に対し、ノウハウや高い専門性を有しており、また、全国の女性団体等とのネットワークを持っているなどの要件を満たす財団法人女性労働協会（以下「(財)女性労働協会」という。）に施設の運営を委託している。</p>	<p>表4-1</p>
<p>イ 高年齢者職業相談室</p> <p>高年齢者職業相談室（以下「高相室」という。）は、高齢者職業相談室運営要領（平成20年3月24日職高発第0324001号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知「高年齢者職業相談室設置運営要領の策定について」別添）に基づき、安定所と市区町村が協同して全国の主要都市の庁舎施設などに設置しているもので、おおむね55歳以上の高年齢者を対象として、市区町村が行う生活相談と密接な連携を図りつつ、求人又は求職に係る職業相談、情報提供、職業紹介及び関連諸制度の周知啓発、関係機関との連絡その他必要な業務を行うこととされており、平成20年4月1日現在、全国に126室（21年4月1日現在98室）設置されている。高相室には職業相談員（高年齢者担当）を配置し、安定所職員の指導の下、高年齢者に対する職業相談、職業紹介等の業務を行うこととされ、平成20年度においては全国に284人（定員）が配置されている。</p> <p>また、高相室については、「今後の高年齢者職業相談室の業務運営について」（平成19年12月27日付け職高高発1227001号各都道府県労働局総務部長、職業安定部長あて職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長通知。以下「業務運営通知」という。）の「今後の高年齢者職業相談室の見直し方針」（以下「見直し方針」という。）により、以下のとおり、本来の対象である高年齢者の就職促進に重点を置いた基準が定められ、</p> <p>① 高相室の設置されている市区町村の人口規模別に応じて、1年度間の高</p>	<p>表4-2</p>

相室における就職件数（55歳未満も含む）が、人口20万人以上の場合180件以上、人口10万人以上20万人未満の場合150件以上、人口10万人未満の場合110件以上であること、

- ② 55歳以上の1年度間の就職件数の割合が高相室全体の就職件数に対して50%以上であること。ただし、50%以下であっても上記①に示す就職件数を55歳以上の者で満たしている場合は、この限りではない、という2つの要件を満たさない場合は、原則として廃止することとされている。

ウ ハローワークプラザ

ハローワークプラザは、安定所を利用する在職求職者が増加傾向にある中で、これら求職者の利便性の高い地域において安定所に代わって職業相談・職業紹介サービスを提供することにより、求職者がこれらのサービスを効果的に利用することができるようにし、求人と求職のマッチングの促進を図るハローワークの付属施設である。平成20年4月1日現在で56か所設置されているが、効果的なサービスを実施していく観点から、利用実績が低調なハローワークプラザについては、地域の雇用情勢等を勘案し、縮小・廃止等の見直しを行っている。

なお、各ハローワークプラザでは、職業相談員（ハローワークプラザ担当）が配置されている。

表4-3

エ パートバンク

パートバンクは、パートタイム労働力の適正な需給調整を図るため、パートタイム求人・求職者が相当数見込まれる地域において、パートタイム希望者に対する職業相談・紹介及び求人者に対する求人受理・相談を行い、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を図るハローワークの付属施設である。平成20年4月1日現在で56か所設置されており、パートバンクについても、事業を効率的に行うため、見直しが進められているところである。

なお、各パートバンクには、ハローワークプラザ同様に職業相談員（パートバンク担当）が設置されている。

表1-(1)-5

オ 地域職業相談室（ふるさとハローワーク）

地域職業相談室は、市区町村の希望等を勘案し、安定所と市区町村が共同で運営するものであり、市区町村独自の相談・情報提供業務との連携を推進するとともに、職業紹介機能を強化し、一層、求職者の再就職の促進を図るハローワークの付属施設であり、平成20年6月末では99か所設置されている。

なお、地域職業相談室は、平成20年度で廃止となり、21年度から「ふるさとハローワーク推進事業」のふるさとハローワーク（市町村連携型）とし

表4-4

て再編整理されており、地域雇用対策を充実するため、平成 21 年 6 月 1 日現在で 122 か所に増設されている。

【調査結果】

雇用保険二事業において設置している施設の中には、

- i) 運営費の割合が過大で、事業が効率的に実施されているとはいえず、施設の在り方に疑問があるもの、
- ii) 厚生労働省が定めた見直し方針に基づく廃止要件を満たしているにもかかわらず存続しているもの、
- iii) 安定所付属施設について、整理統合を図る余地のあるものがみられた。

なお、高相室については、今般、政府内に設けられた行政刷新会議（注 1）による事業仕分け（注 2）の結果を踏まえ、平成 21 年度で廃止される予定となっている。

（注） 1 行政刷新会議とは、平成 21 年 9 月 18 日の閣議決定により、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に設置された機関。

2 事業仕分けとは、行政の無駄を洗い出す作業であり、行政刷新会議のワーキンググループにより、平成 21 年 11 月 11 日から 27 日にかけて、同会議が選定した 449 事業・組織に対し「廃止」、「民間委託」、「地方移管」などと判定した。

〔事例 4 - i)〕

事業名	女性と仕事総合支援事業費（20-	予算額	20 年度	210,352
(事業番号)	123)	(千円)	21 年度	194,122

別添事例表 51

〔事業概要〕

「未来館」を活動拠点として、働く女性、働きたい女性を支援するための能力発揮事業等を未来館で集中的に実施するとともに、未来館の施設管理・運営を実施

〈調査結果〉

- ① 未来館は、雇用均等行政の労働面における女性の地位向上という政策目標の実現のために、働く女性、働きたい女性に対する総合的な支援を実施する全国唯一の事業拠点として、平成 7 年度予算成立により設置が決定し、12 年 1 月に開館した。なお、未来館の施設等の概要については、表 1 のとおりである。

表 1 未来館施設等概要

区分	内容
所在地	東京都港区芝 5-35-3 (三田駅より徒歩 1 分)
竣工	平成 11 年 10 月末日
開館日	平成 12 年 1 月 20 日 (事業開始年度は平成 12 年度)

主な施設	ホール、第1～2セミナー室、企画展示室、相談室、ライブラリー		
施設規模	敷地面積：1690.482 m ² 建物延面積：約7,500 m ² 建物構造：鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階		
土地所有者 及び建物所有者	厚生労働省		
管理運営主体 及び事業の委託先	設立以来、(財)女性労働協会に委託されている。		
建設費	一般会計	176,581 万円	
	雇用勘定	200,485 万円	
	労災勘定	200,485 万円	
	合計	577,551 万円	

(注) 当省の調査結果による。

- ② 女性と仕事総合支援事業の内容をみると、具体的には、
- i) 働く女性、働きたい女性を支援するため、就職に当たっての知識付与や、起業希望者向けセミナーを実施する「能力発揮事業」、
 - ii) 女性特有の健康問題に関する知識や対処法に関するセミナー及び相談を実施する「健康促進事業」、
 - iii) これら2つに係る「情報提供事業」
- となっており、実施主体は、(財)女性労働協会となっている。

なお、「女性と仕事総合支援事業」のうち、「健康促進事業」に関する部分は、雇用勘定と同じ労働保険特別会計の労災勘定で行われている社会復帰促進等事業の安全衛生確保等事業から支出されている。

- ③ しかし、未来館の運営費支出額におけるセミナー等能力発揮事業に係る経費の割合は、年々減少傾向にあり、20年度では表2のとおり、雇用勘定における運営費支出額全体の約30%となっており、残り約70%が一般管理費や人件費に支出されている。

表2 平成20年度における「女性と仕事の未来館」運営費支出額

(単位：千円)

支出勘定	事業費	人件費	一般管理費	合計
雇用勘定	53,920 (29.9%)	63,430 (35.2%)	62,419 (34.7%)	179,769 (100%)
労災勘定	40,590 (28.2%)	51,897 (36.1%)	51,070 (35.5%)	143,557 (100%)
合計	94,510 (29.2%)	115,327 (35.6%)	113,489 (35.1%)	323,326 (100%)

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 一般管理費は、エレベーターや空調管理などの施設整備費や通信費等に支出されている。
3 () 内数字は、合計に占める各支出額の割合を示す。

④ なお、平成 18 年度に当省が実施した「民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第 2 次）」においては、未来館の運営状況を調査し、その結果を踏まえ、施設稼働率を上げ、貸出施設利用料金を見直すとともに、受託セミナー受講者から適切な額を徴収するなどして、委託事業に伴う収入の増加を図るための措置を講じ、委託費縮減を図る必要がある旨勧告している。勧告に基づき、厚生労働省と（財）女性労働協会では、施設の一層の利用が図れるよう、周知等広報活動に努めているとともに、利用料金の設定についても見直している。

しかしながら、上記勧告を経て改善を行ったものの、表 3 のとおり支出額を補填するには、依然として乏しいものである。また、厚生労働省は、未来館の収支の考え方について、「依然として弱い立場にある働く女性、働きたい女性を支援するための施設として設置運営することが目的であり、営利目的の施設と同様、収支・赤字という考え方は公共の施設に当てはまらない」とし、収支を度外視している。

表 3 平成 20 年度における「女性と仕事の未来館」運営費支出額に占める収入額割合

(単位：千円)

収入額	未来館運営費支出額	収入額割合
18,894 千円	323,326 千円	5.8%

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

⑤ 未来館では、参加者が研修で得たノウハウを活用することにより、地方における女性施策の普及や波及効果を図ることを目的として、地方公共団体の男女共同参画関係の職員や、女性団体の職員などを対象に、「女性の能力を發揮するための業務担当者研修」を実施している。

しかし、上記研修は、年に 1 又は 2 回程度の開催で、参加者も 40 名程度と規模が小さいものであり、会場については東京に置かれた未来館 1 か所であることから、全国的な女性能力發揮施策の普及や波及効果につながっているとは考えにくい。

また、未来館において「働く女性、働きたい女性」向けに実施している各種セミナーについても、会場は東京に置かれた未来館 1 か所だけであり、遠方の参加者は泊まり込みで研修に参加しなければならないことから、働く女性等に対する支援事業が効率的に実施されているとはいえないものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例 4 - ii)〕

事業名 (事業番号)	高齢者職業相談室運営費 (20 - 051)	予算額 (千円)	20 年度	465, 581
			21 年度	394, 990

別添事例表 17

〔事業概要〕

概ね 55 歳以上の高齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介を行うほか、求人者に対する雇用相談等を実施

〈調査結果〉

厚生労働省は、昨今の行財政改革の流れの中で、職業安定行政を取り巻く環境も厳しい状況となっており、効果的・効率的運営が求められているとして、業務運営通知を発出し、利用が低調な高相室を廃止決定（計 19 室）しており、このうち 16 室が平成 20 年度末までに廃止され、残り 3 室のうち 2 室についても、21 年度末までに廃止することとしている。

また、業務運営通知において、下表のとおり、見直し方針を定め、要件を満たさない場合は原則として廃止することとした。

表 見直し方針

<p>(1) 今後の高相室の業務運営に当たっては、設置の趣旨を踏まえ、関係市区町村との具体的な連携により、真に高齢者のニーズに即した職業相談・職業紹介を行うよう創意工夫に努めること。</p>	
<p>(2) 今後の高相室の再編整理にかかる基準については、本来の対象である 55 歳以上の高齢者の就職促進に重点を置いた基準とし、要件 1 及び要件 2 を満たさない場合は原則として廃止することとする。</p>	
<p>(3) 廃止の決定にあたっては、1 年度間の実績が、当該基準に達しないことが見込まれる高相室について、随時ヒアリングを行い、改善が見込めるかどうかを判断して決定するものであること。</p>	
<p>(要件 1) 高相室の設置されている市区町村の人口規模別に応じて、1 年度間の高相室における就職件数（55 歳未満も含む）が、それぞれの基準に達していること。</p>	
(人口規模)	(就職件数)
人口 20 万人以上	180 件
人口 10 万人～20 万人未満	150 件
人口 10 万人未満	110 件
<p>(要件 2) 55 歳以上の 1 年度間の就職件数の割合が高相室全体の就職件数に対して 50% 以上であること。ただし、50% 以下であっても上記要件 1 に示す就職件数を 55 歳以上の者で満たしている場合はこの限りではない。</p>	

(注) 厚生労働省の資料（業務運営通知）に基づき当省が作成した。

しかしながら、上記の見直し方針に基づき廃止決定されている 19 室の高相室以外にも、平成 19 年度及び 20 年度の実績において 20 労働局管内の計 30 室が 2 つの要件を満たしていないにもかかわらず、21 年 4 月 1 日現在も引き続き存続

している。

このことについて、厚生労働省は、「平成 19 年末に改廃基準を示すとともに、今後も基準の達成見込みのない 19 の高相室について廃止を決定したところであり、廃止対象としなかった高相室については、当該基準を踏まえ、改善に向けた取組みについて地元市町村と協議を行い、20 年度以降の実績と当該取組みの状況と勘案し、廃止の判断を行う」としている。

なお、高相室は、平成 21 年 11 月 16 日に行われた行政刷新会議における事業仕分けの結果（廃止）を受けて、厚生労働省内で検討した結果、21 年度をもってそのすべてが廃止される予定となっている。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例 4 - iii)〕

事業名 (事業番号)	高年齢者職業相談室運営費（20-051）、ハローワークプラザ運営費（20-006）、パートバンク運営費（20-007）、地域職業相談室の体制整備について（20-019）	予算額 (千円)	20 年度	5,311,616
			21 年度	20-019 が 廃止・新規

〔事業概要〕

- 高年齢者職業相談室運営費（20-051）
再掲（事例 4 - ii）参照）
- ハローワークプラザ運営費（20-006）
ハローワークプラザにおいて、職業相談・紹介等を行うことにより、求職者の行うことにより、求職者の求職活動の円滑化を推進
- パートバンク運営費（20-007）
再掲（事例 1（1） - オ参照）
- 地域職業相談室の体制整備について（20-019）
公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務との連携を推進し、地域住民の就職の促進及び利便性を向上

〈調査結果〉

厚生労働省は、対象等を限定し、専門性を高めたマザーズハローワークやヤングワークプラザ等目的を特化している安定所付属施設以外にも、以下①から④の安定所付属施設を設置している。しかしながら、細分化する必要性の乏しい事例が以下のとおりみられた。

- ① 高相室においては、高年齢者に係る職業相談・紹介及び求人受理を実施することとなっているが、実際の利用者には高齢者以外も含まれており、高齢者のみに限ったサービスを実施する必要性は乏しいものもみられる。
- ② ハローワークプラザは、一般・パート問わず、ハローワークと同様の職業相談・紹介を実施しているが、求人受理・求人開拓及び就職困難者に対する専門的な職業相談・紹介については、実施していない。
- ③ パートバンクは、パートタイム雇用に関する職業相談・紹介及び求人受理・相談は実施しているが、実際、パートバンクの中には、高相室と共同で事業を運営しているものがある。さらに、パートバンクの実施に当たって、

表 4 - 5
別添事例表 4、
5、9、17

ハローワークプラザとして事業を実施しているものがある。

- ④ 地域職業相談室は、ふるさとハローワーク（市町村連携型）として見直されており、安定所から遠い、失業率が高いなど需給機能が十分に機能していないと思われる市区町村の空白地域を埋めていく役割を求められており、これら地域の住民に対する職業相談・紹介及び求職受理等を実施するとともに、市区町村独自の相談・情報を提供することとしている。

上記のように、安定所附属施設が同じ施設内において共同で事業が実施されていたり、また、事業が他事業の予算で実施されていたりするなど、各事業を細分化して実施する必要性が乏しいと考えられるものや、対象を限定的にしている安定所附属施設においても、実際の利用者は限定的なものとなっていないこと等から、業務の幅がより広い施設に統合する余地のあるものがみられる。

なお、上記のうち、高相室については、行政刷新会議による事業仕分けの結果（廃止）を踏まえ、厚生労働省内で検討した結果、21年度で廃止される予定となっている。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 予算額の20年度欄には事業名欄に掲げた4事業の合計予算額を掲記している。
3 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業において施設等を設置して事業を実施しているものについては、効果的、効率的及び適正な業務運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 女性と仕事総合支援事業については、事業の効果的な実施方策を検討すること。また、「女性と仕事の未来館」については、事業費に比して管理費、人件費の割合が過大となっていることから、適正な水準を目指し、速やかに管理費、人件費を縮減するとともに、存廃を含めた在り方について検討すること。
- ② 安定所附属施設のうち、業務内容自体が類似しており共同で実施することが可能なものについては、施設の整理・統合を図ること。

表 4-1 女性と仕事総合支援事業実施要領

○ 平成20年度女性と仕事総合支援事業実施要領

1 事業の趣旨

人口減少を迎える中、我が国が引き続き活力ある社会であり続けるためには、女性はその意欲と能力を十分に発揮して働くことができるような環境整備を図ることが重要であるが、現状は、女性が働く上で、男性に比べ様々な困難に直面することが多く、女性が職場で十分に能力を発揮できているとはいえない状況にある。

このため、働く女性、働きたい女性が、健康でかつ、その能力を十分に発揮できるようにするための総合的な支援事業を、全国唯一の事業拠点である「女性と仕事の未来館」において集中的に実施する。

2 事業の内容

「女性と仕事の未来館」を活動拠点とし、働く女性、働きたい女性を支援するための次の事業を一体的に実施するとともに、「女性と仕事の未来館」の施設の管理・運営を行うものである。

① 能力発揮事業(雇用勘定)

能力発揮セミナー、起業支援セミナー、女性のエンパワーメント講座構築支援セミナーの開催及び能力発揮、起業に関する相談の実施

② 健康促進事業(労災勘定)

健康問題に関するセミナー、健康に関する相談体制強化のための研修会の開催及び健康に関する相談の実施

③ 情報・広報事業(労災勘定・雇用勘定)

- ・ 広報用パンフレット、事業広報誌の作成等の事業の広報・周知の実施
- ・ 展示の維持・管理及び企画展示の実施
- ・ 情報事業(ホームページの更新・管理等)の実施
- ・ 図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営
- ・ 適切かつ効果的な事業運営のための外部有識者からの意見徴収

④ 施設の運営・管理(労災勘定、雇用勘定)

⑤ その他本事業を行うにあたり必要となる業務(労災勘定、雇用勘定)

3 事業の委託

(1) 委託先の選定方法

ア 本事業の実施に係る委託先の選定にあたっては、働く女性、働きたい女性等に対するセミナー、相談業務、情報提供等の各種事業を総合的かつ集中的に実施するとともに、事業を効果的・効率的に運営するにあたって必要不可欠となる施設管理等を行うために必要な体制及び高度な専門的技術・知見等を有していることが必要である。さらに、各種の事業を通じて得たノウハウや情報を地方公共団体や女性センター等に提供するなどの役割を果たすことが求められることから、事業の対象となる働く女性、働きたい女性等との良好

な信頼関係が構築できることのみならず、都道府県労働局、都道府県等地方自治体及び働く女性の団体等との連携及び協力体制を確立している者に委託する必要があることから、企画競争にすることとする。

イ 企画競争への参加を希望する者(以下「競争参加者」という。)を公募し、競争参加者から本実施要領及び「平成20年度女性と仕事総合支援事業委託要綱」に基づく委託事業実施計画書及びその他必要な書類を提出させる。

ウ 各競争参加者から提出された委託事業実施計画書等の提出書類を基に、別に定める「平成20年度女性と仕事総合支援事業に係る企画書評価について」に従い、委託先を選定する。

(2) 委託契約

企画書評価の結果、企画内容が最も優れている競争参加者の見積額が国の予定経費の範囲内である場合には、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第1項第3号による随意契約とする。

4 支出科目及び予算案額

(会計) 労働保険特別会計 (労災勘定)

(項) 労働保険衛生対策費

(目) 労働災害防止対策事業委託費 151,308千円
(うち消費税相当額7,205千円)

(会計) 労働保険特別会計 (雇用勘定)

(項) 男女均等・育児環境整備費

(目) 仕事と家庭両立支援事業等委託費 187,049千円
(うち消費税相当額8,907千円)

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4-2 高年齢者職業相談室設置運営要領

○ 高年齢者職業相談室設置運営要領(「高年齢者職業相談室設置運営要領の策定について」(平成20年3月24日職高発第0324001号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知)別添) <抜粋>

第1 目的

急速に少子高齢化が進展する中で、我が国経済社会の活力を維持するためには、高年齢者がその豊かな知識・経験を活かし、年齢にかかわらず働くことを選べる体制を整備することが極めて重要である。

高年齢者の雇用失業情勢は他の年齢層に比べると、依然として厳しい状況となっている中で、高年齢者に対する職業相談体制の整備が喫緊の課題となっている。

他方、市区町村においては、高年齢者に対して、住民福祉サービスの実施やシルバー人材センター事業への支援等を実施しているところであるが、こうした市区町村の地域住民対策と国の職業相談サービスを一体的に実施することは極めて有効である。

このため、設置を希望する市区町村と協同して、高年齢者職業相談室(以下「相談室」という。)を設置・運営し、市区町村の地域住民対策と有機的かつ一体的に高年齢者に係る職業相談等を行い、もって高年齢者の職業生活の充実に資することとする。

第2 組織体制

1 設置

(1) 設置箇所

相談室は、労働市場の状況等から、活発な利用が見込まれ、かつ、設置運営に特段の熱意を有する概ね人口10万人以上の市区町村の庁舎施設内又は市区町村に設置されているシルバー人材センターに併設するものとする。

(2) 名称

相談室の名称は「〇〇市(区町村)高年齢者職業相談室」とし、その市区町村の名を冠するものとする。

なお、「高年齢者職業相談室」の名称は、要領に基づき設置する相談室以外においては使用しないこととする。

2 位置づけ

相談室は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)と市区町村が協同して設置・運営する施設とする。

なお、相談室は、「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第794条の規定による安定所の内部組織とはしない。

3 職員等の構成

(1) 職員

イ 相談室には、相談室の円滑な運営に責任を有する者として、管轄の安定所の職員を置く。

ロ 当該責任者は、上席職業指導官以上の職員(就職促進指導官を含む。)の中から安定所長が任命するものとする。

ハ 当該責任者は、必ずしも常駐する必要はないが、安定所の業務の繁閑に応じ、随時、相談室の業務状況を把握するとともに、相談室の業務の運営に必要な指導等を行うものとする。

(2) 高年齢者職業相談員(以下「相談員」という。)

イ 本業務の円滑な実施に資するため、相談室に、相談員を置く。

ロ 相談員は、社会的信望があり、かつ、高年齢者の再就職、雇用管理等に関し深い知識と経験を有する者であって、職業相談を含め相談室の業務を行うために必要な見識と熱意を有する者のうちから委嘱すること。

ハ 相談員は、安定所の長が定めるところにより、相談室業務を行うものとする。

ニ 相談員の取扱いについては、上記のほか、職業相談員規程(平成13年厚生労働省訓第57号)及び平成20年1月28日付け職総発第0128001号「職業安定行政関係の相談員に係る管理業務

について」に準ずるものとする。報酬については、活動の実績に応じ、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

第3 業務内容

1 主な業務

相談室において国は、概ね55歳以上の高年齢者に係る求人、求職者に係る職業相談、情報提供、職業紹介及び関連諸制度の周知啓発、関係機関との連絡その他必要な業務を行うことを主な業務とする。なお、第2の3(2)の相談員は安定所職員の指導の下に次の業務に従事する。

- (1) 高年齢者に対する職業相談及び高年齢者を雇い入れようとする求人者に対する雇用相談、情報提供を行うこと。
- (2) 高年齢者に係る求人、求職の受理及び職業紹介を行うこと。
- (3) 関連諸制度の啓発周知、関係機関との連携その他必要な業務を行うこと。
- (4) 上記事項を盛り込んだ年間業務実施計画を策定し、これに基づいて業務執行を行うこと。

2 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、高年齢求職者及び企業の双方のニーズに合致し、また、効率的・効果的なものとなるよう留意すること。
- (2) 啓発周知に関しては、市区町村と連携して、市区町村発行の情報誌への行事の広報記事等の掲載、セミナーや面談会の共催等を行うこと。
- (3) 職業紹介に関しては、シルバー人材センターとの連携業務として、シルバー人材センターとの合同職業相談会を定期的に開催すること。
- (4) シニアワークプログラム事業に係る職業紹介の実施などを年間業務実施計画に組み込むこと。
- (5) 相談室は、雇用保険関係業務(資格決定、認定給付等)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく求職手帳関係業務及び職場適応訓練関係業務等を行わないこと。
- (6) 可能な範囲で高齢者に係る求人開拓を行うこと。
- (7) 国と市区町村との連携の趣旨を踏まえて、市区町村の職員が国の業務に従事するのではなく、市区町村の独自業務に従事しつつ、双方の事業の効果的な連携がなされるよう留意すること。

3 (略)

第4・第5 (略)

○ 厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号) <抜粋>

(公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の内部組織)

第794条 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の内部組織は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、公共職業安定所長が定める。

表4-3 ハローワークプラザ設置運営要領

<p>○ ハローワークプラザ設置運営要領（「ハローワークプラザの設置等について」の改正について）（平成19年3月31日職発第0331004号）別添）＜抜粋＞</p> <p>1 設置の趣旨</p> <p>公共職業安定所(以下「安定所」という。)を利用する在職求職者が増加傾向にある中で、これら求職者の利便性の高い地域において、安定所の職業相談・職業紹介サービスを提供することにより、求職者がこれらのサービスを効果的に利用することができるようにし、求人と求職のマッチングの促進を図る。</p> <p>2 設置場所</p> <p>プラザは、次のいずれの条件も満たす場所に設置する。</p> <p>(1) 都道府県庁所在地や求職者の集中する都市における交通及び利用の便のよい適切な場所であること。</p> <p>(2) 安定所及びその附属施設から一定距離隔たった場所であること。</p> <p>3 業務内容</p> <p>ハローワークプラザ(以下「プラザ」という。)においては、(1)及び(2)の業務を行う。</p> <p>(1) 職業相談及び職業紹介</p> <p>「一般職業紹介業務取扱要領」(以下「要領」という。)における「あっせんサービス」を提供する。ただし、必要に応じ、求職者に対する個別指導やキャリアコンサルティングの実施、セミナーの開催等、要領における「課題解決支援サービス」(以下「支援サービス」という。)を実施することとする。また、必要な支援サービスを安定所の本所において提供することとしている場合には、対象者を適切に本所へ誘導するものとする。</p> <p>なお、プラザで実施する職業相談・職業紹介業務には、雇用保険受給者に対する就職支援、求職者のニーズに応じた求人条件緩和指導、プラザの紹介により就職した者の定着に係る雇用管理指導等を含むものとする。</p> <p>(2) 求人情報等の提供</p> <p>パソコン端末の設置により、次のような情報の検索・閲覧を可能とする。</p> <p>① 求人情報</p> <p>② 管理選考、就職面接会等の開催に係る情報、職業能力開発情報等求職者に有益な各種情報</p> <p>4～5 (略)</p>
--

表 4-4 地域職業相談室設置運営要領

<p>○ 地域職業相談室設置運営要領（「地域職業相談室の設置運営について」（平成 17 年 4 月 1 日職発第 0401057 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）別添）＜抜粋＞</p> <p>1. 趣旨</p> <p>公共職業安定機関が設置されていない市町村において、国と当該市町村の連携により国の提供する職業相談、職業紹介サービスと市町村の提供する住民サービスがあいまって、当該地域の住民の就職の促進及び利便性の向上を図ることを目的として、地域職業相談室(以下「相談室」という。)を設置することとする。</p> <p>2. 相談室の設置対象となる市町村</p> <p>相談室は、次の①～③のいずれの要件も満たし、かつ、設置により、相当の利用が予想され、国の労働力需給機能が高まると見込まれる市町村(特別区を含む。以下同じ。)を設置の対象とするものとする。</p> <p>① 次のア、イのいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 原則として、概ね人口 5 万人以上の市町村</p> <p>イ. 公共職業安定所(以下「安定所」という。)の再編により統廃合の対象となる安定所の所在する市町村</p> <p>② 相談室の設置に当たり、市町村庁舎、市町村の借り上げによる施設等の交通利便性の良い場所に立地する施設が提供される等市町村の十分な協力を得られることが見込まれること。</p> <p>③ 市町村自らが無料職業紹介事業を行っていないこと。</p> <p>④ 原則として、設置予定市町村に安定所又はその附属施設が存在しないこと。</p> <p>3. 相談室の名称</p> <p>相談室の名称は「〇〇(市町村)地域職業相談室」とし、原則として、当該市町村の名を冠するものとする。</p> <p>4. 地域職業相談室の業務</p> <p>相談室において、国は以下の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 求職者に対する職業相談、求職受理及び職業紹介</p> <p>(2) 求人者に対する求人の受理とこれに関する相談</p> <p>(3) 求人情報自己検索機等の活用による求人情報の提供等労働市場の状況に関する必要な情報の提供</p> <p>(4) 安定所が行う職業紹介業務等職業安定行政全般にわたる制度、業務等についての周知及び関係機関との連絡その他必要な業務</p> <p>5. 相談室の運営</p> <p>(1) 相談室の運営管理</p> <p>相談室における 4. の業務の運営管理については、当該相談室の所在地を管轄する安定所が行うものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

表4-5 パートバンクと他事業の施設との併設（平成20年度）

○ パートバンクと他事業の施設が併設されている場合の付属施設維持管理経費について

労働局名	パートバンク		他事業の施設	
	パートバンク名	経費（千円）	併設されている他事業の施設名	経費（千円）
埼玉労働局	熊谷パートバンク	10,183	熊谷市高齢者職業相談室	0
新潟労働局	長岡パートバンク	1,980	長岡公共職業安定所（紹介部門） 長岡市高齢者職業相談室	2,058
岐阜労働局	可児パートバンク	350	可児市高齢者職業相談室	0
長崎労働局	佐世保パートバンク	7,973	佐世保市高齢者職業相談室	432

(注) 1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
 2 「経費」は、平成20年度予算の付属施設維持管理経費の配付額
 3 「経費」のうち、土地建物借料は、各施設の面積により按分して算出している。